

「緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた県立学校における対応について」

(令和3年4月28日付け教体第1122号)に関わるQA

令和3年4月28日現在

○ 運動部活動に関すること

Q1 緊急事態宣言が発令されている期間に参加が可能な「高体連・中体連スケジュール大会、日本高野連・中央競技団体及び国民体育大会（その予選を含む）」とはどの大会か。

A 高体連と中体連がスケジュールを示している大会、日本高野連が主催している大会、各競技種目の中央競技団体（全日本〇〇競技連盟など）が主催する大会、国民大会大会及びその予選のための大会
他の大会等、判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q2 大会初日の3週間前から実施可能となる練習の活動場所について、自校及びその周辺とはどのような場所か、また、活動拠点が校内にない場合とはどのような場合か。

A 自校の周辺とは、自校近くの河川敷でのランニングなどを想定しています。また、校内にない活動拠点とは、飛び込み競技用プールや、弓道・アーチェリーなどの施設が学校にない場合を想定しています。判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q3 自校内で練習試合ができない場合とはどのような場合か。

A 自校内で練習試合ができない場合とは、自校チームで紅白試合ができない少人数のチーム（野球18人未満、サッカー22人未満、バレーボール12人未満など）が、他校と対戦することを想定しています。また、合同チームを編成して活動する学校、および他校との対戦するいずれかの学校を校内とみなします。判断に迷われる場合は、ご相談ください。

担当：体育保健課学校体育班（078-362-3787）